

2020年11月20日

従業員各位 緊急連絡

光製薬株式会社

### 市中感染の増加傾向に伴う会社対応について

新型コロナ感染のおさまりを受け、10月より会社の様々な自粛を解除しましたが、政府のGo To トラベル、Go To イート等のキャンペーンが東京でも解禁になった影響と思われる各都道府県での新規感染者が急増し、いわゆる第三波と言うような状況になっております。このままでは、医療機関の崩壊を招きかねない状況で年末、年始を迎えることとなります為、改めて行動の自粛をお願いせざるを得ない状況になって参りました。

光製薬は医療用医薬品の安定供給を継続する為、従業員の皆様には下記の通りの対応をお願い致します。

なお、時差出勤、マイカー通勤並びに在宅勤務につきましては今後も継続させて頂きます。

### 記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染防止対策を徹底すること
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応
  - (ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張  
11月21日より業務に必要な県をまたぐ外出・出張に関しては、**原則的に禁止**  
業務上不可欠と判断される監査等については、可能な限りリモートやWeb会議等を活用すること。
  - (イ) 県をまたぐ私的行事  
11月21日より県をまたぐ不要不急の外出移動に関しては、**自粛**すること。
  - (ウ) 海外への移動  
**当面の間は禁止とする。**
- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催
  - (ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ  
11月21日より**自粛**<Web会議の活用>
  - (イ) 講習会、研修会、展示会

11月21日より自粛<Web講習会、研修会等の活用>

(ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会

11月21日より5人以上の会は原則的に禁止

不特定多数の忘年会などの参加の禁止

少人数(3~4人)、2時間以内で感染防止対策をした場合は可

(エ) イベント、遊興施設への立ち入り等

11月21日より自粛

参加の場合は、いずれの場合も十分な感染防止対策を行うこと。

- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルス感染の自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑦ 公共交通機関を利用する際はコロナ感染防止対策を行うこと。
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。
- ⑨ 北海道、首都圏、関西圏の感染者が多発している地域のMRは細心の注意を払うこと。

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)、⑤、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

## 徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底すること

- ① 本人や家族が発熱した場合
- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
- ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
- ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
- ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合

ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社否を判断する事とする。

以上